

令和2年第11回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年11月25日
13時30分～15時00分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和2年第11回海老名市農業委員会定例総会

令和2年11月25日「令和2年第11回海老名市農業委員会定例総会」を全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治 3番 清水 澄雄 4番 松島 淳一 5番 小島 富士男
6番 波多野 寛 7番 市川 和美 8番 竹内 章人 9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫 11番 宮墓 功 12番 金指 満 13番 二見 務
14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、 管理係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第54号 引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第3 議案第55号 農用地利用集積計画（案）について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の一時使用について
- (2) 農地の一時使用について（報告）
- (3) 農地造成工事施工届出書について
- (4) 農地転用届出による専決処分について
- (5) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

【事務局長】 本日も、1番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は2番委員に
お願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2番委員からご挨拶
をお願いいたします。

2番委員が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、13名でございます。農地利用最適化推進委員6
名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成
立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名さ
せていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、5番委員、6番委員を指名さ
せていただきます。

それでは、議案書3、4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況につい
て、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたし
ます。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

議案書5ページ、日程第1、議案第53号 農地法第3条の規定による
許可申請についてを議題といたします。

受付番号17について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号17、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、
畑、現況地目、畑、■■■平米、同じく■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現
況地目、畑、■■■平米、譲受人は、厚木市七沢■■■■■■■■■■、■■■
■■、譲渡人は、厚木市松江■■■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所
有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料
1でございます。

【議長】 ただ今、傍聴人がお見えになりましたので、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、許可をしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

事務局長、よろしく願いいたします。

【事務局長】 今の担当からの提案説明に続いて、私から、この次にご審議をしていただく受付番号18までを含めて補足をさせていただきたいと思っております。

受付番号17の本郷字■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■、それから、受付番号18の本郷字■■■■■■■■■■の各筆は、皆様に、昨年12月に、休憩時間を利用してご報告させていただきましたが、転用の許可なく資材置場として整地して使用していた農地でございました。これは第1種農地内の違反転用でありますので、神奈川県知事、事務方の県央地域県政総合センター農政部農地課と協力連携をして是正指導を行った結果、今年2月には農地への復元が完了したところでございます。こういった状況がございまして、受付番号17の譲渡人、■■■■、それから、受付番号18の譲渡人、■■■■に関しては、これらの農地を農地のまま売ったり貸したりすることの農地法上の制約はございません。また、受付番号17と18の譲受人、■■■■でございまして、これらの農地を資材置場として整地し、使用していた株式会社■■■■■■■■■■の代表取締役でございまして、既に違反転用は是正をされておりますので、委員の皆様には、1回意識をリセットしていただき、今回の申請内容が許可相当であるかどうかにつき、ご審議をいただければと思っております。

続きまして、議案書におつけした資料2-3でございまして、2-3の横使いの経営農地筆別票ですけれども、これを見ますと、譲受人の■■■■は厚木市内に住所を有し、伊勢原市内において農地の権利を有していると

いう形になってございます。このように、ほかの市町村に住所を有し、農業委員会の区域外に農地等の権利を有している者から申請を受けた場合でございますが、神奈川県では、各農業委員会に対し、対応方法を指導していただきますので、その内容についてあらかじめご説明させていただきます。

まず、農地法の3条の許可の申請を受ける際には、必要に応じて、今回の場合でしたら、伊勢原市内に権利を有する農地の所在、地番、地目、面積を記載した書面の添付を求めるとしております。通常は、各農業委員会が発行しております耕作証明というものがこの書面に該当するのですが、伊勢原市農業委員会では、耕作証明ではございませんで、1枚資料を戻っていただきたいのですが、資料2-2にありますような農地基本台帳登載証明願、こういったもので対応しておりました。申請者から提出させた農地基本台帳登載証明願によりまして、■■■■の耕作の事業に供すべき農地面積の合計といいますのが、農地法第3条第2項第5号で定める下限面積の30アールを超えていることは確認ができたのですが、その持っている農地の全てが効率的に利用されているかどうかまでは、出していただいた書類では確認ができなかったということでございます。

このように全部効率利用要件を確認できない場合、県では、必要に応じて申請者が権利を有する農地が所在する他市町村の農業委員会、今回の場合、伊勢原市に対しまして、全部耕作要件を満たしているか、口頭または書面で確認を依頼するというふうにしております。今回の場合ですと、伊勢原市は利用状況を確認して、海老名市に情報提供することとしております。申請を受けた、海老名市農業委員会は、この回答によりまして、区域外の農地に係る全部効率利用要件の審査を行うというふうにされております。

この指導に従いまして、海老名市から伊勢原市に口頭、電話で照会を求めたところ、1枚めくって資料2-3に戻っていただきたいのですが、これが■■■■氏が伊勢原市内において耕作をしている農地10筆ですよというような資料を提供していただきました。この資料は所有者のところが目隠しになっているのは、農用地利用集積によりまして■■さんが借りて

耕作しているという土地でございまして、自分で持っているのは一番上の
■■■平方メートルの1筆という形になっております。

地番まで分かったので、先月の半ばでございませけれども、申請書の提出がございました後、事務局のほうで伊勢原まで車で行って、全筆の現地調査を行わせていただきました。資料2-3を見ていただくと分かるのですが、ほとんど田んぼで、刈り取り後だったのですけれども、田んぼについては刈り取っているんだからちゃんとやっていたんだろなどと、畑については、耕耘して、次のやる準備をしているということで、何をつくっているか、ちょっと分からなかったのですけれども、いつでも耕作できるような状態にはなっておりました。

そういった形で、事務局の見たところ、全筆についていずれも農地として適正に維持管理をされておりました、農地法第3条第2項第1号で定める全部効率利用要件というのは満たしているものと確認したということでございます。私からの補足は以上でございます。

【議長】 提案説明が終わりました。地区委員の意見を伺います。19番委員。

【19番委員】 この譲受人ですけれども、■■■■さん、この人は、ベトナム人の方で、話を聞きましたらば、ベトナム戦争のときに日本へ難民として来て、そのまま定着している人だそうです。こちらへ来てから中央大学を卒業したり、結婚したり、いろいろしておりますけれども、日本の国籍を取って、日本人として過ごしておられる、そういう方です。

住所は、今ここに書いてありますように七沢の人ですから、本郷の地元には全然関わりがなく、面識がなかったのですけれども、こういう案件もありましたので、1回会いました。

それから、さらに詳しいことを聞くために、この3条の申請の代理人を務めていた不動産会社があるのですが、その社長にも会って話を聞きました。その結果、伊勢原市に、先ほどの話のように、耕作をしていますと、トラクターを2台持って、稲刈り機も1台新規に買ったと、保有していることは、伊勢原市の農業委員会が確認をしていますと、そういう話でした。そういうことで、現地が耕作されていたということでもありますから、今回、この土地を買い取ってどうするのかということ話を聞いた

わけです。

今、この七沢に、先ほど事務局の説明にありましたように、■■■■という会社をやっておりまして、その会社は日本の国内で電気製品、冷蔵庫とか、洗濯機とか、エアコンとか、そういうものを集めて、それを修理してベトナムに送って生計を立てている、その仕事のために20人を超える人たちをこの■■の地で養っているということで、その人たちの食事というか、ベトナム食をつくるためにベトナムの野菜を今回の本件の土地に栽培して、それで食べさせてあげるという説明でありました。現地にベトナム人の使用人みたいな人もいて、会ったのですけれども、その人もそういう話をしておりまして。ハーブであるとか、つるの日本で言えばヘチマみたいな、キュウリみたいな、いろいろなそういうたぐいのものですけれども、そういうものを栽培したりして、みんなに食べさせるという、そういうふうな話をしておりまして。

したがって、この後、本件を認めた後、どれだけその話のとおりには耕作を継続するかどうか、その辺は経過観察で見ていくしか仕方がないのかなと、そういうふうに思います。

【議長】 ありがとうございます。それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■■■さんの農家世帯としての状況についてですが、■■さん本人と、妻の■さんの2名が農業従事者だそうです。経営主は、令和2年の伊勢原市の台帳では、■■さんご本人になっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんご本人の農業経験年数は10年、農業従事日数は150日、奥様の■さんの農業経験年数は3年、農業従事日数は60日だそうです。また、先ほどお話に出ました従業員のベトナム人の■■■■■■■■さんという方も伊勢原市の農地を含めて耕作に深く関わっているということです。この方は事務局でも以前現地調査を行った際に、現地で実際にお会いいたしました。また、伊勢原市での農業経営面積については、田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米、合計で■■■■■平米でございます。自作地は、畑の■■■平米のみで、ほかは利用集積による借入地でございますが、下限面積である30アールを超えております。機械は、ト

ラクター2台、田植機1台、トラック1台を所有しております。また、取決めに従いまして支障が出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がござい
ますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても、譲受人として特に問
題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定めら
れている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この件
に関しては、特に問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 昨日、4班5名で実施いたしましたので、報告します。

まず、17番の■■■■■■、資料1の写真1を見ていただきますと、
ヘチマ等栽培した跡が見られております。また、波板等で囲ってありまし
たが、農業用地として使用されていると認められます。写真2のほう、こ
ちらも、今は更地になっていますが、4か所ほど石灰をまいて、これから
野菜を栽培するような予定が見られますので、農地として認められると思
います。

【議長】 それでは、受付番号17について、質疑のある方。

【11番委員】 17番と18番、関連しようかと思いますが、両方含めて、ちょっと
疑問な点についてご質問させていただきたいと思います。

まず、申請事由が、譲渡人がそれぞれ■■さんですけれども、それに対
して、従来の形で経営規模拡大となっておりますが、これは非常に無理があ
るのではないかというふうに思う点ですね。それはなぜかというのは、本
当に農業者として適格要件を備えているのかなと、地区委員さんも心配さ
れておりますけれども、現実的にこの案件は、本来であれば、転用案件
として農地法5条のいわゆる違反物件だというふうに私は思っているの
ですね。本来であれば、転用すべきですね。

恐らく■■さんと■■さんは、何らかの形で仮契約、あるいは仮登記み
たいな形でされて、実際には使用されているのかなというふうに推測する
んです。それと同様に、あたかも耕作者として伊勢原のほうに所有地を自
作地は■■■平米ですね、そのほかが借入地ですけれども、元の所有者は
分かりません。ただ、それ用に形をつくって、今回の申請に及んでいるの
かというふうに、これも推測です。あまりにもちょっと無理が大きいのか

なというふうに思っているんですね。

本来であればきちっとした形で、5条の形で、県の許可を得て転用すべきですね。それをあたかも3条でやって、その後どうするのかということ、先ほど地区委員さんが心配されていますけれども、本当に耕作をなされるのかという点について、非常に疑念を持ちますけれども、そういった形であるとする、本当の意味で、これがこの書類のとおりだというふうに認めれば、仮に認めたとすれば、きちっと耕作するという前提を含めて認めるということになると思いますが、その点を含めて、疑念の部分がないのかなという点について、心配をしているということなんですけれども、その辺のところはどうなんですか。事務局云々ということではなしに、本来であれば、それらの幾つかの推測を含めて、実態が内在しているのだというふうに私は思うんですが、その点はどうですか。

【主 査】 先ほどの11番委員のお話なのですけれども、確かに今までの経過もございまして、本当に農地として耕作していくのかといったところの疑念が出るのは当然だと思うのですが、今回の申請については、書類的には整ってしまっており、かつ、農地として耕作をしていますという形で申請が提出されておまして、実際に現地を見ても、農地として見れる状態である以上、この先どうなんだというところを基に、事務局として申請を例えば受け付けない、そういったものはなかなか厳しい状況ではあります。ですが、事務局としましても、この先、例えばここでもし了承を得られて許可となった後も、都度、現場近くを通ったときには確認して、管理状況を目で見て注意深く観察はしていこうとは思っておるところです。

【事務局長】 私のほうからも補足をさせていただきます。

おおむね、趣旨は担当が答えたとおりののですが、ご質問が何点かあったので、私のほうから1つずつ答えさせていただきます。

まず、経営規模拡大がどうなのだろうというご心配なのですが、伊勢原で何筆か農用地利用集積をしていて、そのときの議事録が伊勢原のホームページに載ってまして、実際、今までどこでやっていたのというような話のところ、小田原でやっていたと、梅もやっていたりしているらしいのですが、それ以外にもいろいろやっていて、そこが少し足ら

なくなったので、伊勢原につてがあるなので、農地を借りたいというような、おおむね、そういう趣旨の説明があったようです。これも推定ですが、伊勢原でやっているのは畑で、恐らく畑の部分はベトナム野菜なのかなと、寒くなってくるとできなくなってしまうのでということも言っていたので、つるものはできなくなってしまう。本郷の現地でお会いした方は、これからレモングラスなんかをやるみたいな話もしていましたけれども、もう少しやって、ベトナム籍の方に提供したいという、そういう思いはあるようです。ですから、小田原でやっていて、伊勢原でやっていて、なお足らなくなって海老名でという、順番としてはそういう順番と推定していいのかなというのが1点目でございます。

それと、そもそもは転用案件という話なのですが、私のほうで先ほど細かく説明しなかったというのもあるのですが、該当地を資材置場として使っていたという部分は、1種農地なので転用できないというのがありますので、それで県と一緒に強く指導に入らせていただいたといういきさつがあるので、転用では難しい、農地として使っていただくしかないという案件なので、復元をして、今のような形になっているというところでございます。

それと、3つ目は仮登記の話がありましたが、それはご推察のとおりで、それぞれ、受付番号17については■■■■さん、それから、18番については■■■さんの仮登記から■■■さんのほうに行く、これは予定ですが、仮登記がついております。ただ、仮登記は私人同士の約束がありますよというだけで、ご承知のとおり、農地法の許可がないと法的に有効な契約にはなりませんので、ここでそれをしばらく農業をやるのだという形で話をつけて、共同申請ですので、■■■さんと■■■さんが共同申請をされたのではないかというふうに、要するに仮登記がついていても何も動かないということがありますので、そのような動きをされたのかなということでございます。

最後に、疑念についてはいろいろとあるのですが、その1つの答えとしては、違反指導したときに県のほうからこんな話があったのですね。■■■■■■はいろいろな許可を国や県からもらってやっているの

すけれども、例えば廃棄物となった機械なんかを修理して販売するとか、廃棄物の収集とか運搬とか、そういう行為には許可が必要になってくるのですけれども、そのもろもろの許可は、他法令に違反があると召し上げられてしまうんですね。だから、この違反状態を続けていると、新たな商売に必要な許可にも影響が出ますよというような話を県のほうから厳しくしていただいて、分かりましたと、すぐ計画を立てて是正しますという、そういう話がありました。ですので、今後、農地法に触れるような動きをした場合に、自分の許可に影響が出ますよという話になるのは、本人といたしますか、当事者としても避けたいというところだと思いますので、そこは県のほうからそう言って、計画書を出して、すぐやったという、今年の実績もありますので、やっぱりしばらくは様子を見るということで、とりあえずはよろしいのかなというふうには考えております。

【11番委員】 説明はよく分かりました。しかし、我々は注意しなくちゃいけないなと思いますことは、特に転用されて、そういうふうな形で資材置場、外国籍の人たちがという利用では、後々、いろいろな問題が発生してきますよね。そういうことが後で起こったのでは困るということに対して、農業委員会としても、今回の案件は、海老名市の農業委員会並びに伊勢原市の農業委員会を含めて、ある意味、欺かれたのかなというふうに思わなくはない、そんなふうに思います。だから、今後注意していただきたいというふうなこと。

それから、こういうふうな形であって、元の所有者が、先ほどのように仮登記や何かをされて、実際には売買されているという状況があると思いますが、そういうことを含めてやっておかれて、また無断転用された状況であって、この元の所有者に何らかのペナルティーが科されるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についていかがですか。

【事務局長】 違反転用して、そのまま是正されないという場合は、この■■■さんだけではなくて、要するに登記簿上の所有者で、対抗力を持った所有権を持っている人も当然対象になりますよという話は違反指導の中でもしておりますので。私が直接話をしたのは■■■さんです。それから、■■■■さんとは、■■■さんの状況を聞くのでお話しした後、何日かしてから奥様

が窓口に来られて、すぐ元に戻しますからというような話はしていますので、それを整理しますと、■■■さんは、このままとぼけ続けても自分にも降りかかってくるよということは十分承知していると思いますし、思ったから是正に協力したということだと思いますので、そこら辺は、現時点では特段ペナルティーは無理なのですけれども、今後、こういうことがあったら、順番的にはもちろん■■■さんという形になるでしょうけれども、まずは近隣の農家さんがちゃんと使ってくれというふうに、■■■さんもすぐ下で農業をやっていますので、何か迷惑がかかったりかしたら、当然それは今度は売主ではなくて、逆の立場でいろいろ注文をつけていかざるを得なくなってくるかなというふうには考えているのですけれども。

【11番委員】 1つお聞きしたいのですけれども、このまま経営規模拡大で農地として耕作されるといった場合に、よく3年3作と言いますけれども、3年たてば転用のまた次の許可申請が出せるという状況にはなるということですかね。

【事務局長】 転用は、この各筆1枚ずつでは無理です。1種農地なので。所有者が今回替わって農地として使うだけですので、このままで転用するということはできないです。ただ、資料1を見ていただきますと、スクラップを扱っている■■■■という会社があります。この■■■■の使っている3枚は、実は■■■■さんが持っているんですね。これは宅地として持っているという形なので、農地ではございません。■■■■が規模拡張するよという話になったら、3年3作した後であれば、転用は検討できます。転用は立地基準とか、面積だけではなくて、何に使うかとか、いろいろな条件があるのですけれども、1種農地だから各筆ごとだったら転用はできない、けれども、■■■■の拡大という話になると、内容によっては、3年3作を経た後で転用できる可能性があります。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号17について、採

決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号18、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、畑、現況地目、畑、■■■平米、譲受人は、厚木市七沢■■■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図、写真は、資料2-1でございます。

【議 長】 地区委員の意見を伺います。19番委員。

【19番委員】 この土地も先ほどの話と同じでございますので、諸要件を一応満たしていると思われまので、経過観察でやっていくことになろうかというふうに思っています。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主 査】 詳細説明なのですが、譲受人の■■■さんの農業経営状況につきましては、先ほどの受付番号17で説明させていただいたとおりでございます。特に問題ないと思われま。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 資料2-1をご覧ください。家庭菜園のようになっておりまして、ブロックがありますけれども、これは敷地との境ですので、農地として認めることができると思います。

【議 長】 それでは、受付番号18について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号18について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

日、子の■■■さんの経験年数は5年で、日数は50日となっております。
■■■さん世帯の現在の農業経営面積ですが、自作地の田が■■■■■平米、畑が■■■■■平米で、合計、■■■■■平米あります。これにより、下限面積である30アールを超えていることが確認できます。また、借入地ですが、田んぼが■■■平米ございます。機械につきましては、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しております。また、地域集落の取決めに従って支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件につきまして問題ないと思われます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。18番委員。

【18番委員】 資料4、写真1のとおり、適切に水田として管理されております。特に問題ありません。

【議長】 それでは、受付番号20について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書6ページから7ページ、日程第2、議案第54号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号35について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地をちゃんと農地として管理してきたかということを農業委員会が証

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、12ページ、受付番号53から13ページ、受付番号56までについて、継続計画案でございますので、一括して事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 受付番号53、借り手は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■■■、貸し手は、東京都大田区西六郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■平米、ほか■筆でございます。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、施設園芸、貸し借りの期間は、令和3年1月1日から令和5年12月31日までの3年間になります。このほか、受付番号54から56までの3件につきまして、いずれも継続案件になります。内容は議案書のとおりになります。これらの案件につきまして、11月11日に事務局で現地を確認いたしました。現地は全て農地として管理されておりました。また、借り手はいずれも農家で、農用地利用集積の法定要件が定めている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われれます。

【議 長】 それでは、受付番号53から受付番号56までについて、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号53から受付番号56までについて、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件の(1)農地の一時使用についてを案件といたします。

■■、事業主は、綾瀬市寺尾本町一丁目11番3号、神奈川県厚木土木事務所東部センター、所長笠間順、工事名は、令和2年度河川改修工事 公共（その1）及び県単（その6）合併、目的は、工事に伴う仮通路及び土砂仮置場になります。使用期間は、令和2年11月25日から令和3年3月24日までです。資料につきましては、資料6-1に案内図と現地の写真、資料6-2に土地利用計画図をお配りしております。

【議長】 それでは、地区委員の意見を伺います。10番委員。

【10番委員】 この場所は、永池の河川改修に伴って、一時的に使用したいということです。使用に当たっては、今現在、この土地はきれいに田んぼとして管理されております。使用に当たっては、土木シートを敷いた後、鉄板ということで、使用する田にも、周りにも迷惑、害がかからないようにするというので、工事責任者のほうからは、分かりましたということで、承諾を得ています。問題はないと思います。

【議長】 それでは、受付番号6について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号6については、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページから17ページ、（2）農地の一時使用について（報告）を案件といたします。

受付番号7について、事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤードのための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用させていただくようにしておりますが、本件については、既に資材の仮置場として使用しておりますので、報告とさせていただきます。

受付番号7、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか■■筆です。土地所有者は、本郷■■■■■■、■■■■■、土地の使用者は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■株式会社、代表取締役■■■■■、事業主は、勝瀬175番地の1、海老名市長内野優でございます。工事名は、本郷地区農地耕作条件改善事業整備工事（第1・3工区）でございます。目的は、暗渠排水管の埋設工事に伴う作業用通路及び作業スペースとして使用したいとのことです。使用期間は、令和2年11月20日から令和3年2月24日までです。この農地での一時使用については、申請期間と工期の関係から、本総会での確認後では工事の進捗に影響が出るため、会長及び地区担当委員に事前にご確認いただいた上で、問題ないものと判断し、専決処分で受理したことを報告いたします。

資料7-1、こちらが第1工区、資料7-2が第3工区でございます。それぞれ現地の案内図の写真が、資料7-3に土地利用計画図を配付しております。こちらのほう、ご覧いただきたいと思っております。

【議長】 地区委員の意見を伺います。19番委員。

【19番委員】 本件は山道でございます。暗渠排水を必要な状況になっています。かなり水田がぬかるんで困っている状態にありまして、それと、この資料7の案内図のところの、本件土地の左側の道路みたいになっているんですが、これが道路としてきちんとしておりませんので、それも併せて整備するというので、必要なものだと思います。

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、受付番号7については、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということですので、受付番号7については、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、(3)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地造成は、農地の切土、盛土等によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では、軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしています。具体的には、1,000平米以下で、高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作の中断期間が3か月以下のものについてがこの手続の対象です。

受付番号5、申請地は、本郷字■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■■■■平米のうち■■■■平米、農業振興地域内の田です。土地所有者は、大谷北■■■■■■■■、■■■■■■、施工業者は、河原口■■■■■■■■、■■■■■■株式会社、代表取締役■■■■■■です。申請地を畑として利用するための田から畑への盛土の届出です。盛土は、永池川の改修工事による土を使います。申請地の地図は、資料8-1、資料8-2には造成計画図をお配りしております。

資料8-2をご覧ください。平面図です。上が北、下が南でございます。南の道路側から出入りをし、及び土の搬入を行います。右側半分、上のところに、A-A'断面図というのがあります。こちらが南側道路、北の従来の田面は30度ののり面で処理をいたします。近隣農地に関する部分ですが、資料8-2の右側の下半分のB-B'断面図というところにあるように、畦畔の内側に60センチの鋼板土留めを行い、処理するという計画です。盛土は、現況の田の地盤から高さ50センチの予定ですが、民地の同意も得ており、問題ないと思われます。60センチの土留めということなのですが、計画書のほうには75センチ鋼板というふうに書いてありますので、土の処理は漏れないように処理をするものと思われます。

そのほか、先に申し上げておきますと、排水のことなんかに関してちょっとご心配があるかなと、田んぼの真ん中に畑ということなのですが、一応田の状態のときから、北側から水路で西へとつながる水路があるということと、今回は特段の水路についての処理はないのですけれども、盛土の量などから造成工事がこの面積のうちの半分なのですが、将来的にはこちら、盛土の永池川からの量がこれだけ使うということで、半分しか

畑にはできないのですが、将来的には畑にする方向なのかなというようなことをこちらのほうでは思っております。水路の面ですが、近隣の農地の方からも承諾を得ているということと、流れるんじゃないかなというようなお話を伺っているような状態でございます。

【議長】 地区委員の意見を伺います。13番委員。

【13番委員】 今、係長がおっしゃったことが大体なんです、11月4日のとき、申請者の■■さんとともに、現地確認及び説明を受けました。ここの場所は水はけが悪く、今年度の稲作は作付をしなかったそうです。そのようなことで、農地造成ということ計画したということでした。今後は、今、専業であるニラをそこに作付けたいということです。

【議長】 それでは、現地調査班の18番委員の意見をお願いいたします。

【18番委員】 同じく昨日、現地調査をしてまいりました。現場は、稲等をつくって、正式に水田として利用されております。状況を見ますと、北側の水田の排水がいまいちどうなるかということを考えられるのですが、自分の土地を、これから砕石、土砂等が手に入れば、全体を埋めてしまうということです、特に排水、それから、上水の件には問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号5について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長理】 ないようですので、受付番号5については、了承とさせていただきますと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号5については、了承といたします。

次に、議案書19ページから20ページ、(4)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

19ページ、農地法第4条の受付番号14、20ページ、農地法第5条の受付番号59から61の3件、併せて4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合に

は、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書19ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年10月1日から令和2年10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号14の1件で、畑、0平米、田、306平米、合計、306平米です。

続きまして、議案書20ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号59から61までの3件で、田、720平米、畑、1,499平米、合計、2,219平米です。これらにつきまして専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 それでは、農地法第4条の受付番号14、農地法第5条の受付番号59から61についてを一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、農地法第4条の受付番号14、農地法第5条の受付番号59から61については、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して承認とさせていただきます。

次に、議案書21ページ、(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを案件といたします。

受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 相続など農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利を取得した者は、農業委員会にその旨、届け出なければならないこととなっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書の21ページをご覧ください。

受付番号16、こちらは、本郷の■■■■■さんの死亡による相続で

す。権利を取得した者は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■、権利を取得した日は、令和1年9月7日、権利を取得した事由は、相続、取得した権利は、所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■■平米、ほか■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書のとおりでございます。

【議長】 それでは、受付番号16について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号16については、承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしですので、受付番号16については、承認とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から。

【主査】 1点だけ、報告なのですが、9月の総会の案件の中で、農地造成で■■■■■さんの農地造成があったかと思うのですが、そのときに、面積、■■■■■平米のうち■■■■■平米を田から畑、実際は田んぼの一部、実際、畑にはなっているところを、その畑を拡張する形で、畑があった北側と東側、囲うように畑にしますといったことで審議いただいて、了承を得て、指示書をご本人に渡しているところなのですが、先日、完了報告書が出たのですが、土が足りなくなって、北側はやったのですが、東側だけやらなかったということで、面積が■■■■■平米だったのですが、■■■■■平米に変更しますと、面積も減っているので、そのまま変更の図面は提出をしていただいて、そのまま受け付けたということで、報告をさせていただきます。

【議長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了とさせていただきます。長時間、ありがとうございました。

(終了 午後 3 時 0 0 分)